

自動車税種別割の住所変更について

自動車税種別割の納税通知書は、道税事務所から毎年4月1日時点で車検証に登録されている住所へ、5月上旬頃に送付されます。

次の場合はお近くの運輸支局で手続きを必ず行ってください。

・引っ越しなどで住所が変更となった（変更登録）

・自動車を売買した（移転登録）
・自動車を使わなくなった（抹消登録）

諸事情により、すぐに変更登録などができない場合、北海道財政局税務課のWebサイトから納税通知書の送付先を変更することができます。

北海道ホームページ『自動車税種別割住所変更手続・総務部財政局税務課』
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sn/zim/address/index.html>

※なお、この住所変更は、令和7年度の自動車税種別割の納税通知書を変更後の住所へ送付するための処置であり、令和8年度以降は車検証の登録住所へ納税通知書が送付される場合があります。
ため、運輸支局での住所変更登録は別途必ず行ってください。

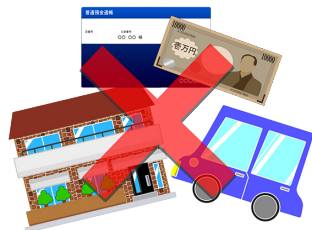


間札幌道税事務所自動車税部
☎ 011・746・1190

3月は道税の滞納整理強化月間

オホーツク総合振興局では、3月を「滞納整理強化月間」としてすべての道税の滞納を整理するため、これまでよりも強く差押などの滞納処分を進めてまいります。

まだ、納税がお済みでない人は大至急納税してください。納めない場合には、給与や預貯金、生命保険などの「財産差押え」、または自宅や事務所の捜索を行い、TV・ゲーム・PC・貴金属・自動車・軽自動車の「動産差押え」を執行します。



間オホーツク総合振興局紋別道税事務所納税係
☎ 0158・24・2626

その他

きのこの菌の予約受付について

雄武町森林組合では「きのこ菌」の予約を受け付けています。

引っ越し時の届け出しについて

春は転勤や進学、就職など引っ越しのシーズンです。引っ越しをしたときは、忘れずに役場窓口で住所異動の届け出をしてください。

窓口が込み合うことが想定され、手続きするまでにお時間をいただきますが、ご了承ください。

また、マイナンバーカードをお持ちの人は、窓口に来庁しなくてもマイナンバーからオンラインで転出届、来庁予定の手続きができます（交付時に設定した暗証番号が必要です）。

【転入届（町外↓雄武町）】

・**届出期間** 転入した日から14日以内
・**必要なもの** 転出証明書（前住所地で発行されたもの）、届出人の本人確認書類（運転免許証、保険証など）、お持ちの人は、マイナンバーカード、住民基本台帳カード

・**届出人** 本人、同一世帯になる人。
それ以外の代理人が届け出る場合は、ご本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

【転出届（雄武町↓町外）】

・**届出期間** 転出する日より前に手続きをしてください。届け出をせずに引っ越しをした場合、郵送での届け出も可能ですのでお問い合わせください。

間住民生活課戸籍住民係



・**必要なもの** 届出人の本人確認書類（運転免許証、保険証など）。
※転出先の住所が分かるようにしてきてください。

・**届出人** 本人、届け出時点で同一世帯の人。それ以外の代理人が届け出る場合は、ご本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

【転居届（雄武町内での引っ越し）】

・**届出期間** 転居した日から14日以内
・**必要なもの** 届出人の本人確認書類（運転免許証、保険証など）
・**届出人** 本人または届け出時点で同一世帯の人。それ以外の代理人が届け出る場合は、ご本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

届け出期間が過ぎてしまった場合

異動日から14日経過後でも必ず届け出をしてください。その際、住民基本台帳法第52条第2項に基づき、簡易裁判所から5万円以下の過料を請求される場合があります。

種類

・駒菌1瓶（5百駒入り）
・種菌1瓶（1千cc入り）
いずれもシイタケ・ナメコ・ヒラタケ・タモギタケの4種類
※原木は、きのこ菌1瓶で90cmの原木16本ほど必要です。原木の数量が少ないため早めに申し込みください。植菌用ドリルは貸し出します。

申込先 雄武町森林組合（新日の出町）
受付期間 3月28日（金）まで



間雄武町森林組合
☎ 0158・84・2036

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の労災補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などで亡くなった人が過去に石綿業務に従事していた場合には、労災保険給付などの支給対象になる可能性がありますので、名寄労働基準監督署または北海道労働局にご相談ください。

《シリーズ》
ごみの出し方Q&A

「環境衛生係から「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問についてお答えします。」

質問1 引っ越しによりごみが大量に出ました。ごみステーションに出して良いでしょうか。

回答1 引っ越しごみに限らず大量のごみを処分するときは、直接ごみ処理施設へ搬入するようお願いいたします。ごみステーションは、地域住民で共有して使用するものです。

そのため、引っ越しなどで発生した大量のごみを出してしまうと、ほかの住民がごみステーションを利用できなくなるほか、ごみ収集車に収集ルートのごみが載せきれないなど、日常のごみ収集に大きな支障をきたす恐れがありますので、ご協力願います。

質問2 ごみ処理施設への搬入方法について教えてください。

回答2 道道美深雄武線の道沿いに旧焼却処理場、その先に最終処分場がありますので、そちらに直接搬入が可能です。各ごみ処理施設

間名寄労働基準監督署
☎ 0165・42・3186
間北海道労働局労働基準部労災補償課
☎ 011・716・2080

相続登記について

日本では、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が増加し、適切な管理がされず周辺の環境悪化や公共工事の阻害などの社会問題になっています。そのため、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続したことを知った日から3年以内に登記が必要です。また、義務化前に相続した不動産も義務化の対象となり、令和9年3月末日までに相続登記する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

相続や遺産分割の話し合いで不動産を相続したときは、必ず相続登記をしてください。



間旭川地方事務局紋別市局
☎ 0158・23・2521

間住民生活課環境衛生係



設の受け入れ品目は次のとおりとなっており、適正に分別のうえ、搬入してください。搬入の際は各施設の従業員の指示に従ってください。指定袋に入っていない搬入ごみは10kg当たり80円の処理手数料がかかります。

また、粗大ごみも材質に応じて、該当する受け入れ品目の処理施設へ直接搬入することができます。

【旧焼却処理場】9時～16時（土・日・年末年始を除く）
受入品目 生ごみ、びん、ペットボトル、プラスチックごみ、空き缶、紙類、廃木材、鉄くず

【最終処理場】9時～15時30分（土・日・年末年始を除く）
受入品目 燃やせるごみ、燃やせないごみ